

鳥取県外国人 雇用支援制度の ご案内

鳥取県内で外国人雇用に取り組む企業のための支援制度をご案内します



支援メニュー

1 鳥取県外国人雇用サポートデスク

内 容	<p>外国人雇用にあたっての在留資格や手続き等に関する相談窓口を、鳥取県行政書士会に委託して設置しています。行政書士と面談等により無料で相談できます。</p> <p>(相談例)</p> <ul style="list-style-type: none">・外国人雇用にあたっての在留資格や手続きの具体的相談・出入国管理及び難民認定法の説明、募集や採用での留意点など、外国人雇用に関する一般的な相談 <p>※鳥取県内に事業所を有する企業等がご利用いただけます。</p>
利用方法	<ol style="list-style-type: none">1 電話による受付 サポートデスク（鳥取県行政書士会）にお電話ください。 電話：0857-24-2744（受付時間 平日9：00～17：00）2 担当行政書士の決定 企業等の所在地や相談概要を考慮し、行政書士会で担当者を決定します。3 相談 担当行政書士より面談日時等を連絡し、相談を行います。
問合せ先	<p><相談先電話番号> 0857-24-2744（鳥取県行政書士会） 県公式ウェブサイト内 https://www.pref.tottori.lg.jp/296745.htm</p>  <p>☆外国人雇用サポートデスク facebook にて、外国人雇用に係る様々な情報を発信しています。 https://www.facebook.com/gaikokujin.support.desk</p> 

2 外国人との就職マッチング機会の提供

内 容	県内外の合同企業説明会への出展支援やインターンシップなどの支援を実施します。
利用方法	募集を開始したら問合せ先のウェブページに掲載しますので、お申し込みください。また、事前に事業の利用希望のご連絡をいただきましたら、募集開始時にご連絡します。
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 電話 0857-26-7699 ファクシミリ 0857-26-8169 電子メール koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp 県公式ウェブサイト内 https://www.pref.tottori.lg.jp/279381.htm



3 企業向けセミナー

内 容	高度外国人材の活躍に向けた研修会、企業内で必要となるコミュニケーション講座などを実施します。
利用方法	セミナーの開催案内を問合せ先のウェブページに掲載しますので、お申し込みください。
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 電話 0857-26-7699 ファクシミリ 0857-26-8169 電子メール koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp 県公式ウェブサイト内 https://www.pref.tottori.lg.jp/279381.htm



4 「外国人材から選ばれる鳥取県」企業支援補助金

内 容	県内企業の外国人材の受入れのための体制整備（社内多言語化、日本語学習普及、技能実習指導員講習等の受講）を支援します。
利用方法	問合せ先のウェブページに掲載の補助金交付要綱を参照のうえ、事業開始に間に合うように交付申請書等の必要書類を提出してください。
補 助 額	補助対象経費：① 社内多言語化のための翻訳経費 ② 日本語学習教材購入費 ③ 日本語学習会の開催経費（講師謝金、資料代等） ④ 技能実習指導員・生活指導員講習の受講経費 補 助 率：1/2 補 助 上 限 額：① 2万5千円/社 ② 1万円/社 ③ 20万円/社 ④ 5千円/人（1事業者あたり各講習1人まで） 詳細は以下のウェブページからご確認ください。
問合せ先	鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課 電話 0857-26-7699 ファクシミリ 0857-26-8169 電子メール koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp 県公式ウェブサイト内 https://www.pref.tottori.lg.jp/291779.htm



5 農業分野外国人材受け入れ体制整備事業費補助金

内 容	新たな外国人材を受け入れにあたり必要となる住宅の設備（空き家住宅の修繕、新たな建設等）、インターネット環境並びに Wi-Fi 環境の整備等に要する経費を支援します。
利用方法	問合せ先のウェブページに掲載の補助金交付要綱等を参照のうえ、募集期間内に交付申請書等の必要書類を提出してください。
補 助 額	補助率：1/3 補助上限額：1,500 千円（1 回限り） 詳細は以下のウェブページからご確認ください。
問合せ先	鳥取県農林水産部農林水産政策課 電話 0857-26-7256 ファクシミリ 0857-26-8497 電子メール nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp 県公式ウェブサイト内 http://db.pref.tottori.jp/yosan/R5HojyokinKoukai.nsf/index.htm から検索してください。



6 鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業補助金

内 容	在留外国人を受け入れる県内の介護事業者等に対し、介護技術に係る研修や、日本語研修・学習支援事業の実施等に要した経費を支援します。
利用方法	問合せ先のウェブページに掲載の補助金交付要綱等を参照のうえ、募集期間内に交付申請書等の必要書類を提出してください。
補 助 額	補 助 率：2/3 補助上限額：1事業所等につき 20 万円 詳細は以下のウェブページからご確認ください。
問合せ先	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 電話 0857-26-7689 ファクシミリ 0857-26-8168 電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp 県公式ウェブサイト内 https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm



7 鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金

内 容	介護福祉士の資格取得を目指す留学生に留学期間中の学費や生活費等の支援を行う就労予定先の県内介護事業者等に対し、当該経費を支援します。（給付型及び返還免除条件付きの貸与型奨学金）
利用方法	問合せ先のウェブページに掲載の補助金交付要綱等を参照のうえ、募集期間内に交付申請書等の必要書類を提出してください。
補 助 額	補助対象経費：日本語学校（1年以内）又は介護福祉士養成施設（2年以内）に在籍する間に支給する学費、居住費などの生活費 補 助 率：1/3 補 助 上 限 額：補助対象経費毎に補助上限額（基準額）がありますので、以下のウェブページから詳細をご確認ください。
問合せ先	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 電話 0857-26-7689 ファクシミリ 0857-26-8168 電子メール choujyushakai@pref.tottori.lg.jp 県公式ウェブサイト内 https://www.pref.tottori.lg.jp/129008.htm



その他参考情報

1 外国人雇用の基礎マニュアル「10分でわかる外国人労働者受入れ」（鳥取県雇用政策課）

外国人雇用を始めるにあたっての基礎知識をまとめています。また、主な「在留資格」について解説しています。 <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1240358/manual.pdf>



2 特定技能総合支援サイト（出入国在留管理庁）

「特定技能」に関する諸情報や、特定技能の外国人材を採用するにあたってのイベント情報等を掲載しています。 <https://www.ssw.go.jp/>



3 外国人技能実習機構ホームページ（外国人技能実習機構）

「技能実習」に関する諸情報や、技能実習制度に関するお問合せ先はこちらからご確認ください。 <https://www.otit.go.jp/>



4 外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール（厚生労働省）

外国人を雇用する際に役立つ、「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」、「労務管理に役立つ多言語用語集」、「モデル就業規則」を掲載しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html



5 外国人住民へのサポート（鳥取県国際交流財団）

日常生活の困り事についての相談受付や専門機関の紹介などを無料で行っています。詳細はウェブサイトをご覧ください。 <http://www.torisakyu.or.jp/>



6 県内の外国人就労者数の推移（各年10月1日現在、鳥取労働局発表）

